

観音寺中央幼稚園スクールバス運行管理業務ほか3件の業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要項

1 業務名

- (1) 観音寺中央幼稚園スクールバス運行管理業務（以下「観音寺中央幼稚園業務」という。）
- (2) 大野原地区スクールバス運行管理業務（以下「大野原地区業務」という。）
- (3) 豊浜地区スクールバス運行管理業務（以下「豊浜地区業務」という。）
- (4) 観音寺こども園スクールバス運行管理業務（以下「観音寺こども園業務」という。）

2 業務概要

観音寺中央幼稚園、大野原小学校、豊浜小学校、観音寺こども園及び大野原こども園並びに令和6年4月開園予定の豊浜こども園において、通園・通学支援策として実施又は実施予定としているスクールバスの運行に係る運行管理業務

業務の主な内容は、スクールバスの代行運転、添乗業務、運行時刻表作成、車両保管、事故処理対応、関係機関との連絡調整等、通園・通学支援の実施に必要な業務

3 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託料の上限額（1年当たり）

次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 観音寺中央幼稚園業務 | 8,062 千円  |
| (2) 大野原地区業務    | 23,411 千円 |
| (3) 豊浜地区業務     | 6,123 千円  |
| (4) 観音寺こども園業務  | 8,062 千円  |

5 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 参加申込書の提出日現在において、観音寺市の令和4・5年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者市内名簿に登録されている者であること。
- (2) 参加申込書の提出日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (7) 公告の日から契約締結の日までの期間に、観音寺市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 23 年観音寺市告示第 25 号）に基づく指名停止期間中でないこと。

## 6 参加申込み

本業務に係るプロポーザルへの参加を希望する者の参加申込みは、次のとおりとする。

### (1) 提出物

参加申込書（別紙 1「プロポーザル参加申込書」）及び道路運送法第 4 条に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを明らかにする書類。

### (2) 提出方法

持参により提出すること。

### (3) 提出期限

令和 5 年 12 月 15 日（金）12 時まで 期限厳守

### (4) 提出先

観音寺市教育委員会事務局教育総務課

住所 観音寺市坂本町一丁目 1 番 1 号 観音寺市役所本庁舎 2 階

電話番号 0875-23-3937 F A X 番号 0875-23-3925

E-mail k\_soumu@city.kanonji.lg.jp

※受付時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び年末年始休業日を除く。

## 7 質疑及び回答

本業務に質疑がある場合は、次のとおり提出すること。

### (1) 提出方法

任意の様式により F A X、メール又は持参により提出すること。ただし、持参以外の送信の場合は、確認のため電話連絡をすること。

### (2) 提出期限

令和 5 年 12 月 15 日（金）12 時まで 期限厳守

### (3) 提出先

6（4）と同様

### (4) 質疑に対する回答

令和 5 年 12 月 19 日（火）17 時までに、参加申込みのあった全ての者に F A X にて回答する。

## 8 企画提案書等の提出

参加申込みを希望する者は、審査にあたって、次の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書（任意様式）

※企画提案書には、9(3)審査基準のうち評価項目①から⑤までの項目については必ず記載すること。

#### イ 会社概要関係書類(所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの)

#### ウ 見積書（様式1「別紙2」）

※積算表を添付すること。市が提示した積算表を利用しない場合は、積算根拠を作成の上、添付すること。

#### エ 従業員の状況（様式2「別紙3」）

#### オ 車両運行管理者報告書（様式3「別紙4」）

#### カ 運転予定者報告書（様式4-1「別紙5」）

#### キ 代替運転予定者報告書（様式4-2「別紙6」）

#### ク 添乗予定者報告書（様式5-1「別紙7」）

#### ケ 代替添乗予定者報告書（様式5-2「別紙8」）

#### コ 保有車両の状況（様式6「別紙9」）

#### サ 車両保管場所報告書（様式7「別紙10」）

#### シ バス運行管理業務に関する調べ（様式8「別紙11」）

※ウ、オ、カ、キ、ク及びケについては、参加する業務ごとに作成すること。

### (2) 提出部数

正本1部 副本1部

### (3) 提出方法

持参により提出すること。

### (4) 提出期限

令和6年1月5日（金）12時まで 期限厳守

### (5) 提出先

6(4)と同様

## 9 受託事業者の選定方法等

### (1) 選定方法

受託事業者の選定にあたっては、審査委員会において提案書の確認審査を行うとともに、プロポーザル参加者よりプレゼンテーションを受け、提案内容を公正かつ客観的に評価し、観音寺中央幼稚園業務、大野原地区業務、豊浜地区業務及び観音寺こども園業務ごとに最も高い評価点数を獲得した者をそれぞれの業務の受託候補者として選定する。ただし、獲得した評価点数が最低基準点数（満点の6割）に満たない場合は、候補者として選定しない。

なお、最も高い評価点数を獲得した者が複数ある場合は、これらのうち見積価格が最も低い者を候補者として選定する。

(2) プレゼンテーションの実施について

提案書の記載内容等について評価するため、プレゼンテーションを次の日時に実施予定である。なお、提案事業者が1者であっても実施する。

ア 開催日時

令和6年1月22日(月)14時

イ 開催場所

観音寺市役所5階501、502会議室

ウ 提案時間

プレゼンテーション25分以内(形式は自由)、質疑応答10分程度

(3) 審査基準(評価項目及び配点)

評価項目	配点
① バス運行業務の遂行能力及び実績	15
② 運行業務実施の体制	20
③ 添乗業務の体制	20
④ 車両管理の体制	15
⑤ 安全運転管理の体制	20
⑥ 見積価格	10

※評価点数の満点の6割を最低基準点数とする。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、書面により1月22日以降、全参加事業者へ通知する。

なお、選定結果についての異議申し立ては認めない。

10 その他

(1) 提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提案に関する提出物は返却しないとともに、受託事業者の選定目的以外には使用しない。

(3) 受託事業者が確定した後、観音寺こども園業務については観音寺市健康福祉部こども未来課、それ以外の業務については観音寺市教育委員会事務局教育総務課とスクールバス運行に向けた協議を進めること。